



県章

# 滋賀県公報

令和2年(2020年)  
12月8日  
第164号  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

### ○ 規 則

- ※滋賀県食品衛生法等施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課) ..... 1
- ※滋賀県興行場法等施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課) ..... 5
- ※滋賀県旅館業法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課) ..... 6
- ※滋賀県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課) ..... 6
- ※滋賀県理容師法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課) ..... 7
- ※滋賀県美容師法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課) ..... 7
- ※滋賀県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課) ..... 8

### ○ 告 示

- 保安林の指定施業要件の変更の通知(森林保全課) ..... 9
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止の届出(障害福祉課) ..... 9
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) ..... 9

### ○ 公 告

- 県営土地改良事業に係る不換地指定公告(耕地課) ..... 10
- 公共測量実施公告(監理課) ..... 10
- 土地区画整理事業の事業計画の変更認可公告(都市計画課) ..... 10

### ○ 健康福祉事務所告示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(湖東) ..... 11

### ○ 県 税 事 務 所 公 告

- 軽油引取税免税証無効公告(南部) ..... 11

## 規 則

滋賀県食品衛生法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第105号

### 滋賀県食品衛生法等施行細則の一部を改正する規則

滋賀県食品衛生法等施行細則(昭和47年滋賀県規則第82号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(営業許可申請書)

**第6条** 規則第67条第1項の申請書は、営業許可申請書(新規)(別記様式第6号)(同項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、営業許可申請書(譲受)(別記様式第6号の2))によるものとする。

2 規則第67条第2項の申請書は、営業許可申請書(継続)(別記様式第6号の3)によるものとする。

第9条中「第6条」を「第6条第1項および第2項」に改める。

別記様式第6号中「営業許可申請書(新規・継続)」を「営業許可申請書(新規)」に改め、同様式中注2を削り、注3を注2とし、同様式中注2の次に注3として次のように加える。

3 添付書類 上水道または簡易水道以外の水を使用する場合は、水質検査成績書

別記様式第6号注4を削る。

別記様式第6号の次に次の2様式を加える。

様式第6号の2(第6条関係)

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

〒

申請者住所

電話番号

フリガナ  
氏名

年 月 日生

(法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地および代表者の氏名)

営業許可申請書(譲受)

食品衛生法第52条第1項の規定により、次のとおり申請します。

営業所の所在地	〒		電話番号
営業所の名称等			
営業設備の概要	施設の構造・設備等の変更の有無	有 ・ 無	
許可番号および許可年月日	営業の種類	備考	
1			
2			
3			
4			
5			
申請者の欠格事項	(1) 食品衛生法または同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないこと。		
	(2) 食品衛生法第54条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないこと。		

食品衛生責任者	氏名		資格	
---------	----	--	----	--

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 申請者の欠格事項の欄は、法人にあつてはその業務を行う役員を含むものとし、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときはその内容を記載すること。

3 添付書類 営業を譲り受けたことを証する書類

様式第6号の3 (第6条関係)

年 月 日

(宛先)  
滋賀県知事

〒  
申請者住所  
電話番号  
フリガナ  
氏名

年 月 日生  
〔法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地および代表者の氏名〕

営業許可申請書 (継続)

食品衛生法第52条第1項の規定により、次のとおり申請します。

営業所の所在地	〒		電話番号
営業所の名称等			
営業設備の概要	施設の構造・設備等の変更の有無	有 ・ 無	
許可番号および許可年月日	営業の種類	備考	
1			
2			
3			
4			
5			
申請者の欠格事項	(1) 食品衛生法または同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しないこと。		
	(2) 食品衛生法第54条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないこと。		

食品衛生責任者	氏名		資格	
---------	----	--	----	--

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。  
 2 許可番号およびその年月日の欄は、現に受けている許可の番号およびその年月日を記載すること。  
 3 申請者の欠格事項の欄は、法人にあつてはその業務を行う役員を含むものとし、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときはその内容を記載すること。  
 4 添付書類 現在の営業許可証

別記様式第7号注1(1)中「戸籍謄本」の右に「または不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

付 則

- 1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県食品衛生法等施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

-----  
滋賀県興行場法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第106号

滋賀県興行場法等施行細則の一部を改正する規則

滋賀県興行場法等施行細則(昭和59年滋賀県規則第63号)の一部を次のように改正する。

第2条中「興行場営業許可申請書」を「興行場営業許可申請書(新規・譲受)」に改め、同条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、同項の許可を受けて興行場営業を営む者(以下「営業者」という。)が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、第1号、第2号および第5号に掲げる書類のうちその内容に変更がない書類の添付を省略することができる。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 興行場営業を譲り受けた者にあつては、当該興行場営業を譲り受けたことを証する書面

第3条第1項第1号中「戸籍謄本」の右に「または不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

別記様式第1号中「興行場営業許可申請書」を「興行場営業許可申請書(新規・譲受)」に、「滋賀県知事 様」を「(宛先) 滋賀県知事」に、

興行場の種別		を
興行場の種別	<input type="checkbox"/> 映画 <input type="checkbox"/> スポーツ <input type="checkbox"/> 演劇 <input type="checkbox"/> 演芸 <input type="checkbox"/> 音楽 <input type="checkbox"/> 観せ物	に

改め、同様式注4を同様式注5とし、同様式注3中「添付書類」の右に「(申請者が興行場を営む者から当該興行場営業を譲り受けた者である場合において、(1)、(2)および(5)に掲げる書類のうち内容に変更がないものがあるときは、当該内容に変更がない書類の添付を省略することができる。)」を加え、同様式注3中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加え、同様式注3を同様式注4とする。

(4) 申請者が興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受けた者である場合は、当該興行場営業を譲り受けたことを証する書面

別記様式第1号注2の次に注3として次のように加える。

3 構造設備欄が不足する場合は、同欄に「別紙のとおり」と記載し、構造設備を記載した別紙を添付すること(申請者が興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受けた者である場合であつて、構造設備に変更がないときは、同欄の記載を省略することができる。)

別記様式第2号中「滋賀県知事 様」を「(宛先) 滋賀県知事」に改め、同様式中注2(1)注「戸籍謄本」の右に「また

は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

付 則

- 1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県興行場法等施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の

調整を加えて使用することができる。

滋賀県旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月8日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第107号

滋賀県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県旅館業法施行細則(昭和32年滋賀県規則第45号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「旅館業許可申請書」を「旅館業許可申請書(新規・譲受)」に改める。

別記様式第1号中「旅館業許可申請書」を「旅館業許可申請書(新規・譲受)」に、「滋賀県

知事 様」を「(宛先) 滋賀県知事」に、

「別紙のとおり」を

「」に改め、同様式中注1を削り、

注2を注1とし、注3を注2とし、注2の次に注3として次のように加える。

3 構造設備の概要欄が不足する場合は、同欄に「別紙のとおり」と記載し、構造設備の概要を記載した別紙を添付すること(申請者が旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けた者である場合であつて、構造設備の概要に変更がないときは、同欄の記載を省略することができる。)

別記様式第1号中注4を注5とし、注3の次に注4として次のように加える。

4 添付書類(申請者が旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けた者である場合であつて、(1)から(3)までに掲げる書類のうち内容に変更がないものがあるときは、当該内容に変更がない書類の添付を省略することができる。)

- (1) 施設の付近の見取図(施設の位置、その敷地から100メートルおよび200メートルの距離を示す線ならびにその敷地からおおむね300メートルの区域内にある法第3条第3項各号および旅館業法施行条例別表第2第5項第1号に掲げる施設の位置および名称を記入したもの)
- (2) 施設の配置図(敷地内の主な建築物、広告物等を記入したもの)
- (3) 施設の構造設備を明らかにした図面(縮尺100分の1または200分の1の立面図および各階の平面図)
- (4) 法人にあつては、定款または寄付行為の写し
- (5) 申請者が旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けた者である場合は、当該旅館業を譲り受けたことを証する書面

別記様式第3号中「滋賀県知事 様」を「(宛先) 滋賀県知事」に改め、同様式注1(1)中「戸籍謄本」の右

に「または不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

付 則

- 1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県旅館業法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月8日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第108号

滋賀県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県公衆浴場法施行細則(平成8年滋賀県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「公衆浴場営業許可申請書」を「公衆浴場営業許可申請書(新規・譲受)」に改める。

別記様式第1号中「公衆浴場営業許可申請書」を「公衆浴場営業許可申請書(新規・譲受)」に、「滋賀県知事様」を「(宛先) 滋賀県知事」に改め、同様式注4を同様式注5とし、同様式注3中「添付書類」の右に「(申請者が浴場業を営む者から当該浴場業を譲り受けた者である場合において、(1)から(5)までに掲げる書類のうち内容に変更がないものがあるときは、当該内容に変更がない書類の添付を省略することができる。)」を加え、同様式注3に次のように加え、同様式注3を同様式注4とする。

(6) 法人にあつては、定款または寄附行為の写し

(7) 申請者が浴場業を営む者から当該浴場業を譲り受けた者である場合は、当該浴場業を譲り受けたことを証する書面

別記様式第1号注2の次に注3として次のように加える。

3 構造設備欄が不足する場合は、同欄に「別紙のとおり」と記載し、構造設備を記載した別紙を添付すること(申請者が浴場業を営む者から当該浴場業を譲り受けた者である場合であつて、構造設備に変更がないときは、同欄の記載を省略することができる。)

別記様式第2号中「滋賀県知事様」を「(宛先) 滋賀県知事」に改め、同様式中注を注1とし、注1の次に次のように加える。

## 2 添付書類

(1) 戸籍謄本または不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

(2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

## 付 則

1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。

2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県公衆浴場法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

-----  
滋賀県理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第109号

## 滋賀県理容師法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県理容師法施行細則(昭和33年滋賀県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「理容所開設届」を「理容所開設届(新規・譲受)」に改める。

別記様式第1号中「理容所開設届」を「理容所開設届(新規・譲受)」に、「滋賀県 保健所長様」を「(宛先) 滋賀県 保健所長」に改め、同様式注3中「添付書類」の右に「(届出者が理容所の開設者から当該営業を譲り受けた者である場合において、(1)から(4)までに掲げる書類のうち内容に変更がないものがあるときは、当該内容に変更がない書類の添付を省略することができる。)」を加え、同様式注3に次のように加える。

(6) 届出者が理容所の開設者から当該営業を譲り受けた者である場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書面

別記様式第3号中「滋賀県 保健所長様」を「(宛先) 滋賀県 保健所長」に改め、同様式注2(1)中「戸籍謄本」の右に「または不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

## 付 則

1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。

2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県理容師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

-----  
滋賀県美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月8日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第110号

**滋賀県美容師法施行細則の一部を改正する規則**

滋賀県美容師法施行細則(昭和33年滋賀県規則第44号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「美容所開設届」を「美容所開設届(新規・譲受)」に改める。

別記様式第1号中「美容所開設届」を「美容所開設届(新規・譲受)」に、「滋賀県 保健所長様」を「(宛先) 滋賀県 保健所長」に改め、同様式注3中「添付書類」の右に「(届出者が美容所の開設者か

ら当該営業を譲り受けた者である場合において、(1)から(4)までに掲げる書類のうち内容に変更がないものがあるときは、当該内容に変更がない書類の添付を省略することができる。)」を加え、同様式注3に次のように加える。

(6) 届出者が美容所の開設者から当該営業を譲り受けた者である場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書面

別記様式第3号中「滋賀県 保健所長様」を「(宛先) 滋賀県 保健所長」に改め、同様式注2(1)中「戸籍謄本」の右に「または不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

**付 則**

- 1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県美容師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

-----  
滋賀県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月8日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第111号

**滋賀県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則**

滋賀県クリーニング業法施行細則(昭和32年滋賀県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「クリーニング所開設届」を「クリーニング所開設届(新規・譲受)」に改め、同条第2項中「無店舗取次店営業届出書」を「無店舗取次店営業届出書(新規・譲受)」に改める。

別記様式第1号(表)中「クリーニング所開設届」を「クリーニング所開設届(新規・譲受)」に、「滋賀県 保健所長様」を「(宛先) 滋賀県 保健所長」に改め、同様式注2を削り、注3を注4とし、注1の次に次のように加える。

- 2 届出者がクリーニング所の開設者から当該営業を譲り受けた者である場合は、裏面に掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。
- 3 添付書類(届出者がクリーニング所の開設者から当該営業を譲り受けた者である場合において、(1)および(2)に掲げる書類のうち内容に変更がないものがあるときは、当該内容に変更がない書類の添付を省略することができる。)
  - (1) 取次所以外のクリーニング所にあつては、当該クリーニング所に従事するクリーニング師の免許証の写し
  - (2) クリーニング所の位置図、平面図、設備の配置図等
  - (3) 届出者がクリーニング所の開設者から当該営業を譲り受けた者である場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書面

別記様式第1号(裏)注を削る。

別記様式第1号の2中「無店舗取次店営業届出書」を「無店舗取次店営業届出書(新規・譲受)」に、「滋賀県

保健所長様」を「(宛先) 滋賀県 保健所長」に改め、同様式中注3を注5とし、注2を注4とし、注1の次に

次のように加える。

- 2 届出者がクリーニング所の開設者から当該営業を譲り受けた者である場合は、裏面に掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。



3 届出者がクリーニング所の開設者から当該営業を譲り受けた者である場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書面を添付すること。

別記様式第2号の2中「滋賀県 保健所長 様」を「(宛先) 滋賀県 保健所長」に改め、同様式注2(1)中「戸籍謄本」の右に「または不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

付 則

- 1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県クリーニング業法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

告 示

滋賀県告示第514号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和2年12月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 犬上郡多賀町(次の図に示す部分に限る。)
  - 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および多賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第515号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和2年12月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	廃止年月日
アンライ薬局	甲賀市水口町松栄3-24	薬局	令和2.10.31

滋賀県告示第516号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和2年12月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

更生医療機関および育成医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	廃止年月日
アンライ薬局	甲賀市水口町松栄3-24	薬局	令和2.10.31

滋賀県告示第517号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

令和2年12月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 区域の名称 相撲庭
- 2 区域の表示 次に掲げる地区の土地にある標柱1号から16号までを順次結んだ線および標柱1号と16号を結んだ線に囲まれた区域

市	町	大字	字	地番	標柱番号
長浜市		相撲庭町	六座	933-1	1
〃		〃	〃	〃	2
〃		今荘町	南六座	76	3
〃		〃	〃	75	4
〃		相撲庭町	六座	871	5
〃		〃	東大路	872	6
〃		今荘町	南六座	73	7
〃		〃	〃	〃	8
〃		相撲庭町	東小路	710	9
〃		〃	野口	713	10
〃		〃	東小路	714	11
〃		〃	〃	870	12
〃		〃	〃	869	13
〃		〃	〃	874-3	14
〃		〃	〃	〃	15
〃		〃	砥屋	882-1	16

公 告

県営土地改良事業に係る不換地指定公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定により、県営六地藏地区土地改良事業の施行において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定した。

令和2年12月8日

滋賀県知事 三日月 大造

従前の土地の表示

市	町	大字	字	地番	地目	用途	地積(m <sup>2</sup> )	摘要
栗東市		六地藏	セリ	935番1	田	田	3.1	
〃		〃	〃	1039番1	〃	〃	33	

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和2年12月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(地図情報レベル500 航空レーザ測量による河川測量)
- 2 作業の地域 大津市黒津、太子、稲津、里、石居、枝、森、羽栗、堂、新免、芝原、中野、平野、牧、上田上中野町、上田上平野町、上田上牧町
- 3 作業の期間 令和2年9月1日から令和3年3月19日まで

土地区画整理事業の事業計画の変更認可公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、甲賀北地区工業団地土地区画整理事業の事業

計画の変更を認可した。

令和2年12月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 組合の名称および事務所の所在地ならびに設立認可の年月日  
 組合の名称 甲賀北地区工業団地土地区画整理組合  
 事務所の所在地 甲賀市甲賀町大原市場字池ノ尻22-4 エールコナン1-B  
 設立認可の年月日 平成31年2月15日
- 2 事業計画の変更の内容 資金計画の変更
- 3 変更認可の年月日 令和2年12月8日

健康福祉事務所告示

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第17号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和2年12月8日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 小林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ニチイケアセンター彦根駅前	彦根市旭町2-5	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	同行援護	令和2.12.1	2510200609

県税事務所公告

軽油引取税免税証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和2年12月8日

滋賀県南部県税事務所長 松宮 正 智

免税証の種類	用途	記号・番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
200リットル券	農業	30645300 } 30645301	2	令和2.5.8 } 令和3.3.31	野洲市西河原1060-2 株式会社マツナガ	令和2.11.20

